

広川町地域づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 住民主体の地域づくりを推進し、町民活動の促進を図るため、広川町地域づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は、地域コミュニティのあり方と町民活動の促進について調査研究を行い、住民主体の地域づくりの推進計画に関する素案を取りまとめ、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、NPO活動やボランティア等の町民活動を実践している者や公民館活動等の経験者等で地域活動に関し優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱した10名以内の委員をもって組織する。

2. 委員の任期は、前条の規定による報告が完了するまでとする。
3. 推進会議に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
4. 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
6. 会議に参加した委員には、1回当たり2000円の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 その他推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2. この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関する事項以外の事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 8月 1日から施行する。